

答申第 327 号

平成 18 年 9 月 14 日

神奈川県知事 松沢 成文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 18 年 3 月 30 日付けで諮問された特定の審査請求に関する県税事務所長の知事説明書類一部非公開の件（諮問第 376 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

不服申立人である特定の法人が提起した審査請求に関して県税事務所長が神奈川県知事に説明した書面を一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成18年2月13日付けで、不服申立人である特定の法人（以下「本件法人」という。）が提起した審査請求に関して県税事務所長が知事に説明した書面（以下「本件行政文書」という。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第2号及び第7号該当の点について

本件行政文書は、すべて本件法人に関する情報であり、不服申立人と本件法人は同一であることから、本件行政文書をすべて不服申立人に公開しても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがなく、また、法令秘情報を公開することにはならない。

仮に、非公開部分が条例第5条第2号本文に該当するとしても、非公開部分には、本件法人に対する実施機関の違法行為や虚偽の内容が記載されていることから、非公開部分を公開することにより、不服申立人の主張の正当性及び実施機関の違法不当な行為が明らかとなり、不服申立人の財産を保護することになるので、非公開部分は、条例第5条第2号ただし書に該当する。

イ 条例第10条第1項違反の点について

本件処分は、実施機関が情報公開審査会の答申に基づいて、当初の存否応答拒否処分を平成17年12月14日付けで取り消す旨の決定を行った後、新たに諾否の決定を行ったものである。

公開請求に対する当初の決定を取り消した場合、条例第10条第1項の

規定が適用されるので、当初の決定を取り消してから 15 日以内に決定するか、又は、延長の通知をした上で、延長期間内に決定すべきものであり、15 日を経過し、何ら延長手続を取ることなく行った本件処分は、条例第 10 条第 1 項に違反している。

3 実施機関（税務課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）本件行政文書について

本件法人が提起した県税に係る審査請求に関して、処分庁である県税事務所長が審査庁である知事に対して説明した書面が、本件行政文書である。

本件行政文書の非公開部分は、本件法人の県税に係る審査請求の内容に関する部分及び県税の賦課決定処分に関する部分である。

（2）本件行政文書が本件法人の情報であることの諾否の決定における考慮について

条例に定める情報公開制度は、何人に対しても、公開請求の目的を問わず、行政文書の公開請求権を認めるものであることから、本件処分においても、本件行政文書に記載されている情報がすべて本件法人の情報であることは、諾否の決定において考慮されない。

（3）条例第 5 条第 2 号該当性について

本件行政文書は、本件法人の県税に係る審査請求及び県税の賦課決定処分に関する情報であり、非公開部分は、これを公開することにより、本件法人の信用、社会的評価、競争上の地位に影響を及ぼすおそれがあることから、条例第 5 条第 2 号本文に該当する。また、同号ただし書には該当しない。

（4）条例第 5 条第 7 号該当性について

条例第 5 条第 7 号は、「法令等の規定又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項の規定による基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、公開することができないとされている情報」を非公開情報として定めている。

本件行政文書の非公開部分である本件法人の県税に係る審査請求及び県

税の賦課決定処分に関する情報は、地方税法第 22 条(秘密漏えいに関する罪)にいう「地方税に関する調査に関する事務に関して知り得た秘密」、すなわち、同条により保護される納税義務者等の私人の秘密であって、法令等の規定により公開することができないとされている情報に該当することから、条例第 5 条第 7 号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第 5 条第 2 号該当性について

ア 条例第 5 条第 2 号本文該当性について

(ア) 条例第 5 条第 2 号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

(イ) 本件行政文書の非公開部分のうち、本件法人の県税に係る審査請求の内容に関する情報は、単に本件法人が行政不服審査法に基づき権利行使したことを示すだけでなく、本件法人の県税に係る審査請求の内容が明らかになり、また、県税の賦課決定処分に関する情報は、本件法人の課税の状況が明らかになる情報であるので、公開することにより、本件法人の信用、社会的評価及び競争上の地位に影響を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件行政文書の非公開部分を公開すると、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられることから、条例第 5 条第 2 号本文に該当すると判断する。

イ 条例第 5 条第 2 号ただし書該当性について

(ア) 条例第 5 条第 2 号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開するこ

とが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

この規定は、人の生命、身体等への危害等が現に発生している場合に限らず、将来発生することが予測される状態が存在しており、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益とこれを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が後者のそれを上回る場合にあっては、当該情報を公開しなければならないとする趣旨であると解される。

(イ) 不服申立人は、前記 2 (2) アのとおり、本件行政文書がすべて本件法人に関する情報であり、不服申立人の財産を保護するために公開することが必要であり、条例第 5 条第 2 号ただし書に該当すると主張している。

(ウ) 本件行政文書の非公開部分である本件法人の県税に係る審査請求の内容及び県税の賦課決定処分に関する情報に、不服申立人が主張するような本件法人に対する実施機関の違法行為や虚偽の内容があるとしても、同号本文に該当する情報を一般に公にすることが必要であるとはいえず、非公開部分は、同号ただし書に該当しないものと判断する。

(3) 条例第 5 条第 7 号該当性について

ア 条例第 5 条第 7 号は、「法令等の規定又は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 9 第 1 項の規定による基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、公開することができないとされている情報」について、非公開とすることができると規定している。

イ 地方税法第 22 条は、「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合」には、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処すると規定しており、地方税に関する調査に関する「事務に関して知り得た秘密」とは、税務職員がその事務に関して知ることができた私人の収入額、所得額、課税標準額、税額等と解される。

ウ 本件行政文書の非公開部分である本件法人の県税に係る審査請求の内

容及び県税の賦課決定処分に関する情報は、地方税に関する調査により税務職員が知ることができた秘密であることは明らかであり、地方税法第 22 条に規定する「秘密」と認められる。

したがって、本件行政文書の非公開部分は、地方税法第 22 条の守秘義務が課されている情報であり、条例第 5 条第 7 号に該当すると判断する。

(4) 不服申立人に関する情報の不服申立人への公開について

不服申立人は、前記 2 (2) アで述べたとおり、本件行政文書がすべて不服申立人である本件法人の情報であることから、本件行政文書の非公開部分が条例の非公開理由に該当しない旨主張している。

しかし、条例は、県民等に等しく行政文書の公開を請求する権利を保障することなどにより、公正で開かれた県政の実現を図り、県民と県との信頼関係を増進することを目的として制定されている。

この条例に基づく請求者は、県民等の一人として、所定の要件の下において行政文書の公開を求めることができるにとどまり、そこに記載されている情報が請求者本人の法人情報であることを理由に、特別に行政文書の公開を受けることまで認められたものではないと解すべきである。したがって、この条例の趣旨に照らすと、仮に請求者本人に係る情報であったとしても、そのことを理由に非公開とされる法人に関する情報を公開することは認められないと判断する。

(5) 条例第 10 条第 1 項違反について

不服申立人は、実施機関が、当初の存否応答拒否処分を平成 17 年 12 月 14 日付けで取り消す旨の決定を行った後、平成 18 年 2 月 13 日付けで本件処分を行ったことが、条例第 10 条第 1 項の規定に違反する旨主張している。

しかし、同項は、公開請求から実施機関の諾否の決定までの期間に関する規定であるため、当初の存否応答拒否処分を取り消した後に行った本件処分に同項が適用されるとは認められないので、本件処分は同項に違反しないと判断する。

5 付言

実施機関は、平成 17 年 8 月 10 日付けの答申第 276 号に基づく決定を平成

17年12月14日付けで行った後、平成18年2月13日付けで本件処分を行った。

本件処分は、それ自体は条例第10条第1項に違反しないが、平成17年8月の答申から同年12月の決定まで約4ヶ月の期間が経過していることや、更に決定後2ヶ月の期間を要して本件処分を行っていることからすると、不服申立てに対する決定をすべき実施機関は遅滞なく決定を行わなければならないと規定する条例第16条の趣旨に反するものと解される。

実施機関においては、今後、不服申立てがあったときは、所要の手続を経て遅滞なく決定を行うよう、留意されたい。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 18 年 4 月 3 日	諮問書を受理
4 月 14 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5 月 12 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月 18 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
5 月 24 日 (第 53 回部会)	審議
6 月 8 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
7 月 5 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
8 月 22 日 (第 54 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	首都大学東京教授	部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成 18 年 9 月 14 日現在）（五十音順）